工事施工遵守事項

１．工事の実施にあたっては、交通に支障を与えないよう特に注意するとともに、工事箇所に道路工事施行承認標示板及び危険防止のため工事標識、柵、その他の防護設備を施し、かつ、夜間は赤色灯を点灯し工事いたします。

２．道路上に掘削土砂及び物件を放置せずに施工します。

３．施行期間中において道路工事又はその他の工事により施行物件の除去、改築、移転等を命ぜられた場合は申請者の負担において速やかに措置いたします。

４．工事施工により道路沈下等の瑕疵が発生した場合は、申請者の負担において復旧いたします。

５．本件によって発生した事故の一切は、申請者の負担において速やかに措置いたします。

以上のとおり遵守し、施工いたします。

　　　　　　　申請者　　住所

　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　施工業者　住所

　　　　　　　　　　　　氏名